

ID: 68

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町学校施設の開放に関する規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和51年教育委員会規則第4号		
<b>【基準】</b>	<p>第6条及び第7条の規定による。 (利用許可)</p> <p>第6条 スポーツ開放は、高根沢町内に在住、在勤又は在学する者が代表者として成人を含む10人以上の団体を構成した場合に限り許可する。</p> <p>2 前項の規定による利用許可を受けた団体の代表者は、常に利用施設の善良な管理者としての責任と注意をもってことに当たるものとする。</p> <p>3 前項の義務を怠った場合においては、第1項の許可を取り消すことがある。 (利用禁止)</p> <p>第7条 施設の開放が次の各号に該当する場合には、その利用を認めないものとする。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用</p> <p>(3) もっぱら営利を目的とするための利用</p> <p>(4) 公益に反したり、又は風俗をみだすおそれがあると認めるときの利用</p> <p>(5) 建物及び設備をき損するおそれがあると認めるときの利用</p> <p>(6) その他学校教育上支障があると認めるときの利用</p>		
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日